

中城村立小学校整備事業
募集要項等に関する第1回質問への回答

令和4年9月9日

(令和4年10月18日修正版)

中 城 村

募集要項等に関する第1回質問への回答の修正内容

No	頁	資料	質問NO.	項目等	旧	新
1	3	募集要項	29	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価	【質問内容】 割賦元本に係る消費税は一時支払金と同時に一括にて支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】 お見込みのとおりです。	【質問内容】 割賦元本に係る消費税は一時支払金と同時に一括にて支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】 割賦原価に係る消費税等の支払時期については、割賦原価支払い時期に合わせての分割支払いとなります。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
1	2	第1	2					法令・条例等	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」による防音工事の補助金申請利用について、設計時に補助金条件の整理・協議等を行うため、提案時は補助金を受けないことを前提に防音仕様を全て見込んだ建設コストを算出すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、補助金の活用については設計時に協議等を行うこととなりますが、提案時には、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」による防音工事を行うことを前提とするよう要求水準書を修正します。
2	5	第2	3	(3)	5				整備対象となる2校は、本村の指定避難所に指定とありますが、指定避難所の想定収容人数は何人でしょうか	避難の想定人数等の想定はありません。本村の基準では3.3㎡範囲に2人を避難時のスペースの想定とはしています。
3	5	第2	3	(3)	5				整備対象となる2校は、本村の指定避難所に指定とありますが、避難所として非常用発電機は必要でしょうか。もし必要でしたら、必要運転時間をご教示下さい	本事業での非常用発電機の設置は想定していません。ただし、これを事業者の提案により設置することは可能とします。
4	5	第2	3	(3)	5				整備対象となる2校は、本村の指定避難所に指定とありますが、避難所として非常用発電機以外で何か必要な設備はあるでしょうか	本事業での避難所として活用するための設備等の設置は想定していません。ただし、これを事業者の提案により設置することは可能とします。
5	6	第2	5	(1)	4				外構(駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等)とありますが、駐輪場の必要台数をご教示下さい	駐輪場の台数は、事業者の提案によるものとします。
6	6	第2	5					対象施設	各学校現況測量配置図(CADデータ)1/500～1/1000の提示お願い致します。	現況測量図のCADデータは、本村のホームページに記載のとおり、電子媒体(CD-R)にて提供を行いますので、事前に募集要項記載の担当まで連絡のうえ、中城村教育委員会 教育総務課窓口までお願いします。
7	6	第2	5						各学校に隣接する幼稚園との取り扱い方についてご教示お願い致します。	本村は、中城幼稚園及び津覇幼稚園を令和5年度に閉園し、民設民営の幼保連携型認定こども園へ移行する方針としています。なお、両幼稚園とも村にて解体・撤去を行います。
8	7	第2	6	(2)	⑤			事業の対象範囲	建設・工事監理業務の事業の対象範囲に、「⑤施設利用者への安全対策業務」とありますが、要求水準書p4 第12(3)5)では、「利用者(児童等)等への安全対策業務」とあります。この場合、どちらを正とすればよろしいでしょうか。	「利用者(児童等)等への安全対策業務」を正として、募集要項を修正します。
9	7	第2	6	(3)	⑦			その他	大規模修繕について、連続する一面全体とありますが、その一面の一定の範囲(一部の範囲)が特に劣化が大きく、それ以外の部分の劣化が少ない場合、大規模修繕に当てはまるのでしょうか？ 以下のような具体的な指標を示して頂けると幸いです。 外壁塗装、屋上防水、設備の全面的な更新、設備の一部の更新(既存の配管・配線を残す場合も含める。)等々	ある一面の一部の劣化について、修繕を行うものは大規模修繕には該当しません。 具体的な指標については、事象に応じ、適宜村及び事業者間で協議の上、決定するものとします。 また、事業契約書(案)に記載のとおり、事業者の作成する長期修繕(保全)計画に記載のない修繕等が必要になった場合、事業者は、村に報告するとともに、村及び各校と協議の上、村が必要と判断したものについて、本施設の運営に支障のないよう、速やかに修繕等を行うこととします。
10	8	第2	9					事業スケジュール	中城村立小学校(中城、津覇)は何学期制でしょうか。	中城村立小学校は、3学期制です。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
11	8	第2	9					事業スケジュール (予定)	中城小学校と津覇小学校は引渡し日に約1年間の差が生じることによって、津覇小学校の維持管理業務終了後、中城小学校の維持管理業務は継続することとなります。SPCが存続する中で、1校の維持管理は事業期間中に終了という理解で良いでしょうか。また、どちらかの学校に維持管理期間の終了日を合わせることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。各校の維持管理期間は15年間のままとします。
12	9	第2	11					事業者の収入	SPCの設立・運営に係る費用は、「設計及び建設・工事監理業務の対価」に含まれるという理解でよろしいですか。	事業契約書(案)別紙4表2に記載のとおり、SPCの設立に係る費用は「設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」、SPCの運営に係る費用は「維持管理業務のサービスの対価」にそれぞれ含まれます。
13	10	第2	13	(1)				モニタリングの方法	モニタリングの具体的な内容・方法を教えてください。	事業契約書(案)別紙2に示すとおりです。
14	11	第3	1		①			応募者の構成	「応募グループは、代表企業(以下、「代表企業」という。)を定め、それ以外の企業は構成企業(以下、「構成企業」という。)とすること。」とありますが、様式集(資格審査)α-1「参加表明書」及び様式集(提案審査)A-2「応募グループ構成表」には協力企業も含まれています。協力企業も応募グループに含まれるという理解でよろしいでしょうか。(例えば、代表企業及び構成企業に設計企業が含まれない場合、設計企業は協力企業として「応募グループ」に含まれる。)	お見込みのとおりです。
15	11	第3	1		②			協力企業	SPCに融資する会社を協力企業として良いでしょうか。	募集要項P.11第3 1 ⑥に記載のとおり、出資比率を出資額全体の50%未満とすることを前提に代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることが可能です。
16	11	第3	1		⑨			応募者の構成	「地元企業を5社以上本事業に加わる等」とありますが、「本事業に加わる」の定義をご教示頂けますでしょうか。	代表企業、構成企業、協力企業や下請け企業として、地元企業が本事業の実施に携わることを期待しています。
17	11	第3	1		⑨			応募者の構成	「地元企業を5社以上本事業に加わる等」とありますが、地元金融機関から融資を受ける場合は含まれますでしょうか。	本村は、代表企業、構成企業、協力企業や下請け企業として、地元企業が本事業の実施に携わることを期待しているところではありますが、地元金融機関も地元企業に含まれます。
18	11	第3	1		⑨			応募者の構成	「地元企業を5社以上本事業に加わる等」とありますが、下請け企業を含めて5社以上とする場合は資格審査に係る書類の提出時点では地元企業が5社未満でも問題ないとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	15	第3	6			イ		維持管理業務を行う者の資格	「公共施設の維持管理業務について履行を完了した実績を有するもの」とありますが、PFI事業など業務期間が長期にわたる場合は、履行完了はしていない業務実施中であっても同等の実績として宜しいでしょうか。	PFI事業などの業務期間が長期にわたる実績においては、維持管理業務の期間が1年以上経過している場合、業務完了していない場合であって、実績として認めることとします。募集要項及び様式集を修正します。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
20	15	第3	8					参加資格要件の確認基準日	事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合、代替となる代表企業を貴村に承諾いただければ事業契約を締結しないことを免れる、との理解で宜しいでしょうか。	代表企業の変更は認めません。そのため、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合、当該応募者との事業契約を締結しないことを原則とします。
21	18	第5	2	(5)	②			個別対話	WEBでの参加者については、制限なしでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	20	第5	2	(9)	③			資格審査	審査結果については、事前にメールもしくはFAXにて事前に通知して頂けないでしょうか。	ご意見として賜ります。
23	20	第5	2	(10)				ヒアリング	ヒアリング時は、提案内容を補足説明する資料を提出し、プレゼンも行うのでしょうか。	ヒアリング時には、提出された提案書類に基づきプレゼンテーションを実施していただくことを想定しています。また、プレゼンテーションの実施にあたっては、提案書類をまとめたスライド等を用いることは可能とし、追加資料等の提出は認めないことを想定しています。 なお、プレゼンテーションの実施に係る詳細の内容については、該当者に別途連絡することとします。
24	20	第5	2	(10)				ヒアリングの実施	提案審査に係る書類を提出した後に、提案書に関するヒアリング等を実施するとありますが、応募者はプレゼンを行う事になりますでしょうか。また、別途プレゼンをする機会はありますでしょうか。	募集要項に関する質問への回答No.23をご参照ください。
25	22	第5	4					本事業の予算規模	事業期間全体のサービスの対価の提案上限価格(本事業の予算規模)は、6,121,536,000円(消費税等相当額を除く。)とありますが、消費税等相当額を加算した上限額は公表されないのでしょうか。または、記載された提案上限価格に1.1を掛けた額が上限価格となるのでしょうか。	様式集(提案審査)の様式A-3及び様式A-4に記入する金額には、消費税等相当額を含めないものとし、様式集(提案審査)を修正します。
26	25	第7	1	(2)				井戸について(津覇小学校)	井戸について、残す必要がありますか。ご教示ください。	敷地内の井戸については、具体的な措置の方法は事業者の提案によるものとなりますが、児童の安全を確保できる状態にして下さい。
27	25	第7	1	(2)				井戸について(津覇小学校)	津覇小学校敷地内の井戸について建設工事によって影響が出た場合、補償する必要があるのでしょうか。	募集要項に関する質問への回答No.26をご参照ください。
28	25	第7	1	(2)				樹木について(津覇小学校)	津覇小学校敷地内の樹木について保存対象樹木は、現地保存でしょうか。	現地保存をする必要のある樹木はありません。
29	27	第7	5		①			設計及び建設・工事管理業務のサービス対価	割賦元本に係る消費税は一時支払金と同時に一括にて支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 割賦原価に係る消費税等の支払時期については、割賦原価支払い時期に合わせての分割支払いとなります。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
30	27	第7	5		②			設計及び建設・工事管理業務のサービス対価に係る一時金	一時支払金の金額は、税込との理解でよろしいでしょうか。その場合、税抜金額についてもお示しください。	税抜金額となります。
31	27	第7	5		②			一時支払金	募集要項P27第27 5 ②に記載の一時支払金の金額は税込金額であり、消費税相当額は別途支払われないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に関する質問への回答No.30をご参照ください。消費税相当額は別途支払います。
32	27	第7	5		②			一時支払金の金額	表記している金額は税込表記でしょうか？	募集要項に関する質問への回答No.30をご参照ください。
33	27	第7	5		②			資金計画・事業収支計画に関する条件	記載されている一時支払金の金額は税抜での記載という理解で宜しいでしょうか。	募集要項に関する質問への回答No.30をご参照ください。
34	27	第7	5		②			一時金支払い	次の金額を、提出書類の提出時に一時支払金として想定することとありますが、記載の金額は消費税等相当額を加えた支払金額でしょうか。	募集要項に関する質問への回答No.30をご参照ください。
35	27	第7	5		②			一時金支払い	次の金額を、提出書類の提出時に一時支払金として想定することとありますが、記載の金額は支払い上限額でしょうか。それとも必ず記載の額を一時金として収支表に記載しなければならないのでしょうか。	提案書提出時には、表に示す一時支払金の金額を一時金として見込んでください。
36	29	第7	11					財務書類の提出	貴村に提出する財務書類は貸借対照表、損益計算書、監査報告書で宜しいでしょうか。	独立監査人の監査報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその付属明細書、事業報告書、年度事業計画書を提出してください。また、村側で財務モニタリングを行うにあたり、銀行等の残高証明書、法人税確定申告書、勘定明細、事業概況書、消費税確定申告書、法人事業税・県民税確定申告書、法人村民税確定申告書、その他の指定した証憑書類を、SPCから提出していただきます。
37	30	第8	1	(1)				契約の条件	議会での承認は、民間事業者はどうすることもできない事項であり、行政側の承認事項であるので、議会承認が得られなかったことの責務は自治体側とすることを承認いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。募集要項に記載のとおり、中城村議会での承認が得られなかった場合においても、本村は仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとします。
38	32	第9		(1)	①			資格審査に係る書類	任意様式の提出を求める協力企業とは、構成企業に変わり、主として業務を行う場合に提出が必要であり、構成企業の下請で業務を行う場合は不要ということでしょうか。下請も必要な場合、資格審査後に協力企業が増えた場合は、追加で書類提出が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。下請けで業務を行う企業の資格審査に係る書類の提出は不要です。

募集要項に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
39	34	第10	1	(3)	②			当事者の責めに帰すことができない事由	貴村または事業者双方の責めに帰すことが出来ない事由によって契約解除となった場合、違約金は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第68条をご確認ください。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	第1	1	(1)					(1) 本事業の目的 本事業における 施設整備のあり方についての骨格が示されている「中城村立小中学校改築整備基本計画書」(令和3年3月)を踏まえた整備とするものである。 と記載があります。 踏まえるとされている基本計画書記載の平面について ※以上はNO3まで同様とし以下割愛します。 「中城村立小中学校改築整備基本計画書」(令和3年3月)P.34, 35 図3-1 図3-2 駐車場位置や門の配置、動線計画は要求台数確保や提案配置計画により変更して良いでしょうか。(特に図3-2ではボリュームが違うようです。)	「中城村立小中学校改築整備基本計画書」は、本事業における施設整備にあり方についての骨格が示されているものであり、本事業の実施に当たって、本村が事業者要求する具体的な設計、建設及び維持管理のサービス水準を示すものは要求水準書となります。 そのため、要求水準書の内容を満たすことを前提に、「中城村立小中学校改築整備基本計画書」に示された駐車場位置や門の配置、動線計画等の変更は、事業者の提案によるものとします。
2	1	第1	1	(1)					「中城村立小中学校改築整備基本計画書」(令和3年3月)P.48 表3-2 表3-3 概算事業費が記載されておりますが社会的な事情により工事費の上昇が考えられます。合計金額内での区分変更は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	本事業の予算規模は、募集要項に示すとおりです。各校に係る整備費及び維持管理費等の区分は、事業者の提案によるものとします。
3	1	第1	1	(1)					「中城村立小中学校改築整備基本計画書」(令和3年3月)P.48 表3-3 外構工事金額において調整池を含むと記載があります。内容の確認をしたいので開発許可についてご相談された窓口を教えてください。またはその資料をご教示いただければと存じます。	事業者の提案する内容に応じ、開発許可に関する必要な協議等については、事業者の責任において実施してください。
4	3	第1	2	(1)				屋内運動場	「資料15 既存施設現況図」に屋内運動場が見当たりません。屋内運動場の既存図を提供して頂けないでしょうか。	屋内運動場に関する図面として現存するものは、「資料16 閲覧資料一覧」に示すとおりです。 閲覧を希望する場合は、事前に募集要項に記載の担当窓口にご連絡してください。
5	3	第1	2	(1)	① ②			事業の対象となる施設	申請上、既存利用する施設(屋内運動場)の増築となると思われますが、当該施設が「新耐震建築物」であることを証明する書類として、当該施設の確認済証(または計画通知)及び検査済証等は保存されていると考えてよろしいでしょうか。	確認済証及び検査済証等として現存するものは、「資料16 閲覧資料一覧」に示すとおりです。 閲覧を希望する場合は、事前に募集要項に記載の担当窓口にご連絡してください。
6	4	第1	2	(3)	①			その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	汚染土調査は不要という理解でよろしいですか。必要な場合は今回業務に含める範囲をご教示ください。	汚染土調査の実施は不要です。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
7	4	第1	2	(3)	①			その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	埋蔵文化財調査は不要という理解でよろしいですか。必要な場合は今回業務に含める範囲をご教示ください。	埋蔵文化財調査の実施は不要です。
8	5	第1	2	(5)				光熱水費の負担	本事業は環境負荷低減に寄与し光熱水費の低減を図る旨の記載がありますが、その達成のためには「中城村の学校運営」と「維持管理業務」が両輪となつて取り組む必要がございます。是非、事業者側が提案するコスト低減策に対しても積極的にご理解頂きますと幸いです。	ご意見として賜ります。
9	10	第1	5	(2)	①			敷地の現況	資料4.事業予定地周辺道路現況図にある農道台帳平面図がどの位置に該当するかわかりません。内容をご教示下さい	要求水準書添付資料4に位置図を追加します。
10	10	第1	5	(2)	①			敷地の現況	資料3.事業予定地現況測量図にあります中城小学校平面図、津覇小学校平面図の所有者区分があり、村所有と私有地が混在していますが、なにか制限はありますか	要求水準書第12(1)に示す事業の対象施設の整備に当たっては、特に制限はありません。
11	10	第1	5	(2)	①			敷地の現況	資料3.事業予定地現況測量図にあります中城小学校平面図、津覇小学校平面図の里道について、何か制限はありますか	特に制限はございません。
12	10	第1	5	(2)	①			敷地の現況	資料3.事業予定地現況測量図にあります中城小学校平面図、津覇小学校平面図につきまして、地目をご教示下さい。また、合筆、地目の変更の予定はありますか	資料3を修正し、地目を示します。なお、合筆、地目の変更の予定はありません。
13	10	第1	5	(2)	①			敷地の現況	資料3.事業予定地現況測量図にあります中城小学校平面図、津覇小学校平面図のCADデータを受領することは可能でしょうか	現況測量図のCADデータは、本村のホームページに記載のとおり、電子媒体(CD-R)にて提供を行いますので、事前に募集要項記載の担当まで連絡のうえ、中城村教育委員会 教育総務課窓口までお願いします。
14	10	第1	5	(2)	①			敷地の現況	資料3.事業予定地現況測量図にあります津覇小学校平面図につきまして、西側隣地境界の津覇幼稚園は越境して建設しているようです。本工事着工時の隣地境界廻りの状況をご教示下さい	本事業における工事着工時には、津覇幼稚園が解体・撤去済みとなる予定です。
15	10	第1	5	(2)	①			敷地の現況	資料3.事業予定地現況測量図にあります津覇小学校平面図につきまして、北側隣地境界の斜面の擁壁は既存流用する形で問題ないでしょうか。ご教示下さい	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
16	10	第1	5	(2)	①			敷地の現況	資料3.事業予定地現況測量図にあります津覇小学校平面図につきまして、北東側隣地境界の里道は建築基準法上の道路でしょうか。ご教示下さい	沖縄県による判断となるため、村では把握しておりません。事業者の責任において実施してください。
17	11 13	第1	5	(4)				解体対象施設の概要	既存プールの構造計算書は、保存されていると考えてよろしいでしょうか。	既存プールに関する図面として現存するものは、「資料16 閲覧資料一覧」に示すとおりです。閲覧を希望する場合は、事前に募集要項に記載の担当窓口ご連絡してください。
18	11 13	第1	5	(4)				解体対象施設の概要	プールを改修して利用する場合、プール構造体の耐震安全性の分類は既存同等と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	12	第1	5	(1)	⑤			日影規制	津覇小学校の日影規制を「なし」に記載変更されたのは、単純な修正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	15	第2	1	(1)	①		(m)	将来の増築	将来の増築部分は、必ずしも構造上一体化する必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	本事業においては、将来の増築が可能となるような配置計画等を求めるものであり、必ずしも構造上一体化する必要はありません。ただし、増築後を想定し、動線計画や諸室配置上、施設利用に支障のない計画としてください。
21	15	第2	1	(1)	②	ア		施設規模及び必要諸室	「本施設を可能な限りコンパクトな計画とし、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。」という記載は「中城村立小中学校改築整備基本計画書」(令和3年3月)P.32に記載の施設規模は室の要求とともに変わっており、今回は新しく共用部分の形態も見直し、全体面積、階数等を提案して良い、ととらえてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書(添付資料を含む)の内容を満たすことを前提に、事業者提案によるものとします。
22	15	第2	1		②	イ		什器・備品	「資料9建設業務に含む什器・備品リスト」に自動体外除細動器(AED)の記載がありませんが該当校に既に設置の機器を移設する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。AEDの設置は、本村にて行います。
23	18	第2	1	(1)	⑤		(i)	サイン計画	校名サインは正門に1箇所設置する想定でよろしいでしょうか。	要求水準書P.18に記載のとおり、校名サインは、建物外壁及び主要な敷地出入口に設置してください。
24	19	第2	1	(3)				構造計画の考え方	校舎は鉄筋コンクリート造を基本とすることとありますが、一部鉄骨造、乾式壁(アスロック等)の採用は可能でしょうか。	鉄筋コンクリート造を基本として、要求水準書の内容を満たすことを前提に、一部を他の構造とすることは可能とします。ただし、一部を他の構造とする場合であっても、鉄筋コンクリート造を前提とした補助金の交付要件を満たすものとしてください。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
25	19	第2	1	(3)				構造計画の考え方	校舎は鉄筋コンクリート造を基本とすることとありますが、耐久性、経済性、強度を考慮した上で、一部、他構造を使用することは可能でしょうか	要求水準書に関する質問への回答No.24をご参照ください。
26	24	第2	1	(1)	③	イ	(d)	自然換気	直近に普天間基地がありますが、住宅防音工事の対象区域に入っていないようです。騒音上問題なく窓が開けられると考えてよろしいでしょうか。	換気のため窓を開けることは可能です。 なお、基本的には空調設備による高温防止対策を行うため、要求水準書を修正します。
27	25	第2	1	(4)	④	エ		衛生設備等	ウォシュレットは児童用トイレは不要でよろしいでしょうか？	「資料8 電気・機械要求性能表」に記載のとおり、バリアフリートイレには温水洗浄便座を設置してください。その他は、事業者の提案によるものとします。
28	28	第2	2	(4)	①			共通事項	教室及び、特別教室の天井高は2.7mとありますが、一部、配管下がり天井や梁型に関しては支障なしと考えて宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。ただし、天井の一部を2.7m未満とする場合には、当該部分を室の端部に設けるなど、室内の照明や圧迫感等に配慮した計画としてください。
29	28	第2	2	(4)	②	(i)		タブレット端末の収納	タブレット端末の収納に関して、スペースと電源を用意するとありますが「資料14GIGAスクール整備状況」に記載の充電保管庫を貴村にて設置するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	28	第2	2	(4)	① ⑥				① 共通事項 (g) 天井は出来る限り低くする等、維持管理しやすい計画とすること。 ⑥ その他諸室 ア コモンホール (b) 吹き抜けを設ける等、広々とした空間となるよう配慮すること。 上記の2つの記述は吹抜はコモンホールに限り認めるものと捉えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	29	第2	2	(4)	④	ア	(e)	音楽室	音楽室において、地域のオーケストラ活動のための練習場所確保とありますが、地域開放される曜日や時間等を具体的にご教示願います。	現在の地域開放の状況は、以下のとおりです。 ・合唱団(火・木 18:30～21:00) ・ジュニアオーケストラ(土 13:30～17:30)
32	30	第2	2	(4)	④	ウ	(a)	図工室	「様々な制作活動が行うよう必要な設備」とありますが、資料9に記載の什器以外に、木工・金工用重量機器等の設置は特に想定しなくて良いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	30	第2	2	(4)	④			図書室	図書室に収蔵する本の冊数の目安をご教示ください	現在の各小学校における本の冊数は以下のとおりです。なお、図書室に収蔵する本の冊数については、設計段階において調整する想定です。 ・中城小学校:11, 405冊 ・津覇小学校:10, 853冊
34	31	第2	1	(1)	⑥	カ	(b)	避難所となる屋内運動場の耐震安全性	災害時に避難所となる屋内運動場について、現状で構造体及び非構造部材の耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)のそれぞれⅡ類、A類を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	満たしていません。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
35	31	第2	1	(1)	⑤			校長室 職員室	「校庭、校門等を見通すことができる」とありますが、校舎に対して校庭と校門の方向が異なる場合、事業者側の提案により諸室の配置を計画してよろしいでしょうか。	校舎に対して校庭と校門の方向が異なる場合であっても、可能な限り校庭、校門等を見通すことのできる配置計画を行うこととしてください。ただし、その場合校長室・職員室のいずれかからのみ校庭もしくは校門を見通すことが出来る計画も可能とします。
36	31	第2	1	(1)	⑤	イ		職員室 事務室	教職員(管理職人数)・事務員の職員数をご教示頂けないでしょうか。	現在の教職員数は、中城小学校の教職員が34人(管理職、支援員等を含む)、事務員が4人、津覇小学校の教職員が24人(管理職、支援員等を含む)、事務員が3人です。
37	31	第2	2	(4)	④	カ	(a)	多目的室	多目的室288平米1室要求されていますが、一つのまとまったスペースとして計画した方がよいのでしょうか。分割して計画してもよいのでしょうか。	多目的室は、学年単位での集会等での利用を想定しています。最低限1学年全員が一斉に利用できることを前提に、分割での計画も認めます。
38	31	第2	2	(4)	④	カ		諸室ごとの要件 (多目的室)	事業者側の創意工夫の為に、多目的室(288㎡1室)の要求水準を自由にして頂く事は可能でしょうか。(感染症の問題等で学年単位などの小規模での活動スペースが良いなどの提案が可能か)	要求水準書に関する質問への回答No.37をご参照ください。
39	32	第2	1	(1)	⑤	オ		保健室	「シャワーやトイレ等の設置が可能なスペース」とありますが、資料8の備考に記載されているのは「シャワーブース」のみとなっています。保健室内のトイレ設置は不要と考えてよろしいでしょうか。もしくは、共用の多目的トイレが近接している場合は設置不要と考えてよろしいでしょうか。	保健室にはシャワーブースを設置するとともに、将来的にトイレを設置することができるよう、トイレの設置が可能なスペースを設けてください。資料8は修正します。 また、保健室はバリアフリートイレと近接した配置としてください。
40	34	第2	2	(4)	⑥	ウ	(d)	配膳室	エレベーターの設計のため、配膳用コンテナの重量をご教示お願いいたします。	配膳用コンテナの重量は約300kgです。
41	34	第2	2	(4)	⑥	エ		諸室ごとの要件 (地域連携室)	地域連携室内に必要な諸室及び整備内容を教えて下さい。 また、整備面積72㎡に対する諸室の最低基準面積があればご指示下さい。 (玄関、事務室、集会室又は会議室、昼間、給湯室、男女別トイレ、多目的トイレ、倉庫、掃除用具庫等)	地域連携室として1室を整備してください。 なお、地域連携室は、独立して使用できるよう玄関、トイレ(男女兼用1室)、ミニキッチン最低限設置することとし、要求水準書を修正します。
42	34	第2	2	(4)	⑦	ア	(b)	エレベーター	EVIにおいて、楽器等の大型備品の運搬に必要なスペースをとありますが、運搬を想定されている備品や大きさが分かればご教示ください。	現時点で具体的に想定している備品の寸法等はありません。要求水準書に示す、ストレッチャーや車いす利用可能なサイズの範囲内で楽器等の大型備品の運搬を行う予定です。
43	36	第2	2	(4)	⑦	オ	(h)	トイレ	「トイレはすべて洋式とすること。」との記載がありますが、男子用の小便器は想定されていないという認識でよろしいでしょうか。	男子用の小便器を設置することも想定しています。 大便器については、すべて洋式とすることとしてください。
44	37	第2	2	(4)	⑨			プール	既存利用する場合、要求水準書記載の項目を満たせば、既存のプール専用付属室面積から増加する必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
45	37	第2	2	(5)	⑤		(d)	外構	観察池(ビオトープ)は、仕様の指示がありませんが、必須ではないという解釈でよろしいでしょうか。	観察池(ビオトープ)の仕様については事業者の提案によるものとしますが、要求水準書に記載のとおり、設置は必須となります。
46	38	第2	2	(5)	①		(h)	外部倉庫	保管物の品目をご教示お願いいたします。	現時点では、保管物する品目についての想定はありませんが、外部倉庫は50㎡以上の広さとしてください。
47	39	第2	2	(5)	②		(a)	屋外体育倉庫	保管物の品目をご教示お願いいたします。	現時点では、保管物する品目についての想定はありませんが、屋外体育倉庫は50㎡以上の広さとしてください。
48	39	第2	2	(5)	⑤		(g)	外構	敷地境界については、境界杭等で明確になっているでしょうか。小学校、幼稚園とも村有地でしょうか。	敷地境界については、事業実施の際に地権者との立会等により確認を行うことを想定しています。 また、「資料3 事業予定地現況測量図」に示しているとおり、小学校、幼稚園の敷地には私有地が含まれています。
49	39	第2	2	(5)	⑤ ⑥		(d)		(5) 外構等(各校共通) ⑤ 校門・通用門 (d) スクールバスや給食配送車の進入に配慮した計画とすることとあります。スクールバスというのは ⑥ 駐車場 に要求されているマイクロバスのことであるととらえてよいですか。	お見込みのとおりです。
50	41	第2	3	(1)			(c)	業務の対象範囲	「事業者は、事業契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査及び磁気探査調査を行うこと。」とありますが、この調査は机上調査でもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。机上調査にて関係機関等との協議により、必要と認められた場合には、現地調査も実施する必要があります。
51	41	第2	3	(1)			(c)	磁気探査	磁気探査調査については、補助金を活用する場合、申請者は中城村ということでしょうか。	お見込みのとおりです。 事業者は、申請に必要な資料等の作成や説明など、申請の補助を行ってください。
52	42	第2	3	(6)				基本設計及び実施設計に係る書類の提出	「提出図書は全てデジタルデータ(PDF及びCADデータも含む。)も提出すること。」とありますが、貴村にてご指定のCADアプリケーション(JWW/DWG等)がありましたらご教示ください。	提出するCADデータは、JW-CADで利用できるもの(JWW,DXF等)としてください。
53	44	第3							杭工事(建設地の液状化危険性を考慮)による追加費用及び工期の調整は可能でしょうか。	要求水準書(添付資料含む)に示す条件を確認の上、本事業の予算規模の範囲内でご提案ください。
54	45	第3	3	(2)			(b)	工事計画策定に当たり留意すべき項目	工事期間中の学校関係者の駐車台数について、何台確保しますか。目安があればご教示下さい。	学校関係者用として、40台分の駐車場を確保してください。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
55	45	第3	3	(2)			(b)	電波障害	電波障害の事前調査書があればご提示願います。事前調査書がない場合、村で事前調査をして頂けるのでしょうか。	電波障害に関する調査は、すべて事業者の責任において実施してください。
56	45	第3	3	(2)			(g)	工事計画策定に当たり留意すべき項目	工事期間中の入学式、卒業式などの行事の際は臨時駐車場等は敷地内に必要でしょうか。必要であれば必要台数の目安があればご教示ください。	工事期間中における行事について、臨時駐車場等の確保を考慮する必要はありません。
57	47	第3	3	(4)	⑤	イ	(a)	解体計画等	アスベストの調査結果は、いつ公表されますでしょうか。	10月初旬を予定しています。
58	47	第3	3	(4)	④		(e)	着工前の提出書類	工事記録写真撮影計画書について 記録写真撮影は、基本的に施工契約書内の品質管理で行っております。計画書の提出を省略できませんでしょうか。	原則、省略は認めません。
59	47	第3	3	(4)	⑤	イ	(b)	PCB調査について	PCBの事前調査について、中城村で行うことは可能でしょうか。	PCBの事前調査は、本事業の中で事業者が実施してください。ただし、本村ではPCBの混入は無いものと想定しており、調査結果により、処理等が必要となった場合には、追加的費用及び工期の変更について、協議するものとします。
60	47	第3	3	(4)	⑤	イ	(b)		PCB混入が確認された際の、処分費用及び工期等の調整は可能でしょうか。	PCBの混入が確認された場合、その処分に必要な追加費用を協議することとしますが、事業者において適切に処理を行ってください。
61	47	第3	3	(5)	④	ア	(h)		新たなアスベスト等が発見された場合は、追加費用含め工期についての協議も可能でしょうか。	調査結果により、当初村より提示していた条件の変更等が生じた場合には、追加費用及び工期の変更について、協議するものとします。
62	48	第3	3	(5)	②		(a)	什器・備品	前回の現場見学会では、既存校舎の什器・備品の現状把握が困難であったため、改めて現場調査をさせて頂くことは可能でしょうか。	新型コロナウイルスの蔓延状況等から、改めての現地調査の実施はしません。
63	48	第3	3	(5)	②		(b)	仮設校舎	仮設校舎の什器・備品の調達については、移設は本事業に含まないということで対話の回答通りでよろしいでしょうか。また、不足する什器・備品については、レンタルで対応してよろしいでしょうか。	仮設校舎の什器・備品の調達・設置は、本村が実施することとします。要求水準書を修正します。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
64	48	第3	3	(5)	②		(b)	什器・備品の調達・設置業務	説明会時に引越しについては貴村の負担にて行うとのこと説明でしたが、一方で「仮設校舎への什器・備品の調達・設置及び工事を伴う各種什器・備品の製作及び設置を行うこと。ただし、既存校舎等から什器・備品を移設する事も可とする。」とあります。 「建設業務に含む什器・備品」は要求水準書上、工事完了後から供用開始までに設置する事と記載があります。また、「既設校舎から什器・備品を移設する事も可とする」に関しては、事業者としては何を元に判断すればよろしいでしょうか。要求水準と上記に関する解釈及び既存校舎からの移設に関する判断についてご教示ください。	要求水準書に関する質問への回答No.63をご参照ください。
65	48	第3	3	(5)	②		(b)	什器・備品の調達・設置業務	仮設校舎への既存校舎備品の利用については、説明会時の資料により「仮設校舎を設ける場合には、・・・ただし、既存校舎からの什器、備品等を移設する事も可とする。」とありますが、備品利用の可否については、事業者の判断や、基準の設定が難しいと思われるので、移設備品について村の判断を頂けないでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.63をご参照ください。
66	48	第3	3	(5)	②		(b)	什器・備品の調達・設置業務	説明会の際に仮設校舎を計画する場合の什器備品については、新築と同じものを事業者で用意するように説明がありましたが、仮設校舎に関しましては、新築校舎と規模・仕様が異なります。よって、基本的に既存校舎にある備品の移設として、村の方で行って頂くことは可能でしょうか	要求水準書に関する質問への回答No.63をご参照ください。
67	48	第3	3	(5)	②		(b)	什器・備品の調達・設置業務	説明会資料に「仮設校舎への什器・備品の調達・設置及び工事を伴う各種什器・備品の製作及び設置を行うこと。ただし、既存校舎等から什器・備品を移設する事も可とする。」と記載されていますが、要求水準書では「資料9建設業務に含む什器・備品リスト」は、工事完了後から供用開始までに設置する事と記載があり齟齬が生じています。この場合、要求水準書の規定を優先するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.63をご参照ください。
68	48	第3	3	(5)	②		(b)	什器・備品の調達・設置業務	説明会資料に「既設校舎から什器・備品を移設する事も可とする」とありますが、事業者側では移設可能な什器・備品が不明であるため、既存校舎の什器・備品については、貴村にて仮設校舎へ移設して頂くという理解でよろしいでしょうか。事業者側としては、要求水準書に従い工事完了後から供用開始までに新校舎へ資料9に記載の什器・備品を設置するとの理解です。	要求水準書に関する質問への回答No.63をご参照ください。
69	49	第3	3	(5)	④	ア	(c)	既設校舎等の解体・撤去工事	中城小学校の特別教室棟2階に収納されているモニター類は廃棄との理解でよろしいでしょうか。	中城小学校の特別教室棟2階に収納されているモニター類は、今年度中に本村が廃棄する予定です。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
70	49	第3	3	(5)	④	ア	(d)	既設校舎等の解体・撤去工事	既存施設の図面を入札までに公表していただけますか。	既存施設の図面については、既に公表している「資料15 既存施設現況図」もしくは「資料16 閲覧資料一覧」にある図面をご確認ください。
71	49	第3	3	(5)	④	ア	(d)	既設校舎等の解体・撤去工事	提供して頂ける既設図面の種類・範囲をご教示ください。	要求水準書に関する質問への回答No.70をご参照ください。
72	49	第3	3	(5)	④	ア	(d)	別添資料資料16 閲覧資料	別添資料(資料16閲覧資料)に既存施設内の全ての地中埋設物について記載されているという認識で良いでしょうか。	原則、お見込みのとおりです。 ただし、あらかじめ想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等については、協議するものとします。
73	49	第3	3	(5)	④	ア	(d)	地中埋設物	既存施設の解体撤去工事中に埋蔵文化財を発見し工期の遅れ、保存等の別途工事が発生した場合は、工期延長や費用の増額が認められるという認識で良いでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.72をご参照ください。
74	53	第3	3	(6)	①	ウ	(g)	産振備品について	産振備品とはどのようなものでしょうか。	記載の誤りです。要求水準書を修正します。
75	54	第4	1	(1)				維持管理業務の対象範囲	什器・備品に関する維持管理は業務に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	54	第4	1	(1)			(f)	修繕業務など	ネットワーク関係(LAN)も修繕対象でしょうか。ソフト的な不具合時に対応が必要でしょうか？それとも村側で通信業者と契約するため不要でしょうか？	ネットワーク関係は修繕の対象に含まれません。村にて通信業者と別途契約します。
77	54	第4	1	(3)				維持管理業務仕様	業務仕様は業務開始に先立ち、中城村と協議の上、業務範囲、実施内容、実施方法等を作成するとの事ですが、要求水準を満たすものであれば、「資料11 主な維持管理業務項目詳細一覧」の業務内容や実施頻度は変更可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 資料11を最低基準として、事業者の提案により業務内容や実施頻度を変更することは可能です。
78	55	第4	1	(4)			(b) (c)	維持管理業務計画書	「建築設備」の定義をお示しください。	建築設備は、「資料11 主な維持管理業務項目詳細一覧」の建築設備等保守管理業務の欄に示す「電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機設備、自動ドア・シャッター設備、消防設備、防火設備、機械設備、雨水排水設備」を指します。
79	56	第4	1	(7)	②			業務責任者及び担当者	総括責任者、業務責任者及び業務担当者は施設への常駐は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	56	第4	1	(7)	⑤		(a)	緊急時の対応	昼夜に関わらず、非常時及び緊急時の対応について本村の緊急連絡表に記載の担当者に連絡を行い関連業務の担当者とともに現場立会いを行うとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 対応方法の詳細については、事業者提案に基づき、村と協議の上、決定するものとします。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
81	58	第4	3	(1)				定期保守点検業務	建築設備が正常な状況にあるかどうかについて、資料11 主な維持管理業務項目詳細一覧に記載がある通り、定期的に観察し、設備運転、停止、測定等によりその状態を確認するとありますが、該当設備（プール設備の濾過器等）の日常点検等に関しては、中城村もしくは、学校側の職員で、ご対応頂くとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	58	第4	3	(1)				定期保守点検業務	防火管理者選任の記載が、要求水準書（資料11 主な維持管理業務項目詳細一覧）にありませんでしたが、中城村もしくは学校側でのご対応との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	60	第4	5	(1)			(c)	環境衛生・清掃業務	延床面積が8000㎡以下では法的には空気環境測定は該当しませんが、その認識で宜しいでしょうか	お見込みのとおりですが、「資料11 主な維持管理業務項目詳細一覧」に示すとおり、本事業では空気環境測定の実施を義務付けています。
84	61	第4	5	(2)			(a)	定期清掃	定期清掃の回数が定められていませんが、こちらで決めても宜しいでしょうか	「資料11 主な維持管理業務項目詳細一覧」に示されていない定期清掃については、事業者の提案によるものとします。
85	61	第4	6	(1)			(a)	防犯・警備業務	夜間及び休日等、各校が無人的になる際に侵入やたむろ等、左記の要因が起因される施設外周に防犯カメラ等を設置しセキュリティ能力を向上する提案等に関して事業者選定基準の評価項目に反映されますでしょうか。	事業者提案に応じ、事業者選定委員会にて審査を行います。評価項目に合致するか否かはお答えできません。
86	61	第4	6	(1)			(b)	防犯・警備業務	機械警備機器の設置箇所は、「資料8 電気・機械要求性能表」に示す箇所以外に防犯上必要箇所への設置提案は可能であり評価項目の加算の対象との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.85をご参照ください。
87	61	第4	6	(1)				防犯・警備業務	地域連携室や体育館の機械警備はどのようにお考えでしょうか。（教室関係と地域住民が使う施設とを分けて機械警備をかけられるようにした方がいいのでしょうか？）	地域連携室及び既存屋内運動場には機械警備が必要となるため、「資料8 電気・機械要求性能表」の表記誤りを修正します。また、地域連携室及び既存屋内運動場の機械警備は、その他の諸室と分けて独立して機械警備ができるよう計画してください。
88	61	第4	6	(2)				防火・防災業務	消防計画作成、消防訓練や防火防災管理者の選任は学校側でするのでしょ	お見込みのとおりです。
89	63	第4	7	(3)				修繕業務費の計上方法及び支払方法等	修繕業務費として、各校それぞれ中城小学校：37,500 千円（消費税等相当額を除く）、津覇小学校：37,500 千円（消費税等相当額を除く）を計上し、長期修繕（保全）計画を作成すること。”とありますが、各年度の支払いは総額を上記とした長期修繕計画に定めた金額が支払われる（期間後半で修繕費を修繕の需要が高まるため）との理解でよろしいでしょうか。また、各年度に計画以上に修繕が必要になった場合は別途対応をしなければなりませんか。	修繕費の支払いについては、お見込みのとおりです。計画以上に修繕が必要となった場合における対応については、事業契約書（案）第49条をご確認ください。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
90	63	第4	7	(3)				修繕業務費	修繕業務費の執行残額が生じた場合、事業者は、事業終了時に当該執行残額を村へ返還する、とありますが、仮に修繕業務費が超過した場合、超過分については村にて負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.89をご参照ください。
91								資料3	事業予定地現況測量図について、CADデータをご提供頂けますよう、お願いいたします。	要求水準書に関する質問への回答No.13をご参照ください。
92								資料8	理科室のガスバーナー、家庭科室のガスコンロについてはカセット型とすることもできますでしょうか。	カセット型とすることは認めません。
93								資料8	職員室はOAフロアのためコンセント10か所とはフロアコンセントと認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94								資料8	保健室のガス瞬間湯沸かし器は使用水量を計算し電気湯沸かし器としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案により、電気湯沸かし器とすることも可能とします。
95								資料13	省エネについて何か提案できないか検討するため光熱費の毎月のデマンド値、毎月の使用量、契約種別、新電力使用の有無をご教示願います。	毎月の電気使用量等については、募集要項等に関する第1回質問への回答の別添資料1に示します。
96								資料15	資料15.既存施設現況図のCADデータを受領することは可能でしょうか	資料3と同様に、CADデータの提供を電子媒体(CD-R)にて行います。事前に募集要項記載の担当まで連絡のうえ、中城村教育委員会 教育総務課窓口までお願いします。
97								資料16	屋内運動場の既存図データを配布頂けないでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.4をご参照ください。
98								その他	未公開の添付資料については、いつ頃公表予定でしょうか。	「資料10 記念碑・記念樹等の移設・備品リスト」は9月中旬に公表する予定です。 「既存校舎等のアスベスト含有調査結果」は10月初旬に公表する予定です。

事業者選定基準に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	5	5	(4)	総合評価点	総合評価点(1000点)は2校を総合した配点でしょうか。あるいは1校に対しての配点でしょうか。また、総合した配点である場合は両方の学校の配点は均等かどうか。	総合評価点は2校を総合した配点です。 また、各校の配点割合等はございません。
2	7	1		事業計画全般に関する事項	金融機関等の関心表明等の取得を求めているが、関心表明書は融資を確約するものではないと認識しております。関心表明で充足しているとの認識で間違いはないですか。	お見込みのとおりです。
3	8	2		配置計画	将来的な利用形態の変化について、増設・増築等、児童増加を前提とした記載が見受けられますが、児童減少、諸室廃止は検討しなくても良いということですか。	事業者提案によるものとします。
4	8	2		外構計画	地域イベント等での利用スペース確保とありますが、予定される地域イベントについて共有可能ですか。	現時点で利用が想定されている地域イベントはありません。
5	8	2		外構計画	豊かさと維持管理面に配慮した植栽計画とありますが、歴史のある樹木、同窓生からの寄贈物が多くございましたが、移設、保存についての方針、ご要望はありますか。	現地保存の対象となる樹木はありません。 移植の対象となる樹木については後日公表を行う予定です。
6	9	2		避難所運用を考慮した施設の工夫に関する提案	具体的な避難人数、避難日数、災害別の用途の想定はありますか。	避難の想定人数等の想定はありません。本村の基準では3.3㎡範囲に2人を避難時のスペースの想定とはしています。
7	9	3		スケジュール工事工程	校庭利用できない期限を最小限に留める為に、児童の利用、イベントスケジュール表等の提供は可能ですか。	現時点での想定はありません。事業者提案に応じ、活用形態等を検討する予定です。
8	10	5		地域経済への配慮	地元の人材活用、地元企業の参画に関する記載について、「地元」であっても、沖縄県内なのか中城村内なのかで加点の比重に変化はありますか。	事業者提案に応じ、事業者選定委員会にて審査を行います。 加点の比重に影響があるか否かはお答えできません。
9				その他	廃止される隣接幼稚園の跡地利用計画、もしくは施設解体予定はありますか。	要求水準書に関する質問への回答No.14をご参照ください。

様式集(資格審査)に関する質問への回答

No	頁	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	2	作成要領	1	会社概要書	会社概要書については会社パンフレット等の提出にてよろしいでしょうか。	構いません。
2	2	作成要領	1	定款	定款については原本証明付き写しの提出にてよろしいでしょうか。	構いません。
3	2	作成要領	1	定款 登記簿謄本	協力企業に個人事業者を選定した場合の提出書類については、登記簿謄本ではなく別の書類を求めますか。 またその場合、個人事業者で定款はなくても応募可能でしょうか。	協力企業が個人事業者であって、定款を作成していない場合は、定款に代わって当該個人事業者を証明する書類を提出してください。 ただし、募集要項に示す資格要件を満たすことを前提に、応募可能となります。
4	2	作成要領	1	決算報告書	決算報告書については、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の提出にてよろしいでしょうか。	構いません。
5	2	作成要領	1	決算報告書	連結決算書を作成している場合は連結決算のみで、単体の決算報告書の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	2	作成要領	1	納税証明書	貴村に事業所がない場合、地方税に関して滞納していないことの証明は不要でしょうか。それとも、参加申請企業の本社所在地における地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。	本社所在地における地方自治体の納税証明書を提出してください。
7	2	作成要領	1	納税証明書	納税証明書は国税のみで宜しいでしょうか。 また個人事業者の場合は、国税その3の2で宜しいでしょうか。	地方税に関しても納税証明書を提出してください。 個人事業者の場合は、国税その1、その3の2を提出してください。
8	2	作成要領	1	納税証明書	納税証明書について、電子納税証明書も受け付けて頂けますでしょうか。	電子納税証明書を提出することで構いません。
9	4	α-1		参加表明書	記載する会社情報は、本社のものでよろしいでしょうか。	本村と基本協定書を締結する代表者の属する本支社・事業所等の会社情報を記載ください。
10	4	α-1		参加表明書	参加表明書に関し、手続き時間を短縮するため参加企業各社毎に別様で記名捺印し、代表企業が各社分を纏めて袋綴じ(代表企業による契印)したうえで提出してよろしいでしょうか。	構いません。
12	8	α-4	1	建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類	複数の建設企業で業務を実施する場合、「建設業務の代表者の別」の欄には、建設業務を代表して実施する企業のみが「代表」と記述するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

様式集(資格審査)に関する質問への回答

No	頁	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
11	8	α-4	2	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	当該実績を証明する書類とありますが、コリンズ(一般財団法人日本建設情報総合センター)に登録している工事で、登録内容確認書(工事実績データ含む)を、施工実績証明書とする事は可能でしょうか。	可能です。
13	11	α-7		応募グループ構成表及び役割分担表	記載する会社情報は、本社のものでよろしいでしょうか。	本村と基本協定書を締結する代表者の属する本支社・事業所等の会社情報を記載ください。
14	13	α-8		委任状(構成企業→代表企業)	記載する会社情報は、本社のものでよろしいでしょうか。	本村と基本協定書を締結する代表者の属する本支社・事業所等の会社情報を記載ください。
15	13	α-8		委任状(構成企業→代表企業)	手続き時間を短縮するため、代表企業が参加企業の企業数押印し、構成企業が押印する対応でもよろしいでしょうか。	構いません。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	頁	様式番号	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	1	作成要領	1	(1)	基本事項	使用する文字の大きさや余白の指定等はないとの理解でよろしいでしょうか。	文字の大きさや余白の指定はございません。ただし、読み取ることのできない提案書類は、評価の対象とならない可能性があります。
2	1	作成要領	1	(2)	提案審査に係る書類	提案書の内容を補足説明するための資料として、「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確証を提案書に添付して提出することは問題ございませんでしょうか。	認めます。事業者の提案によるものとします。
3	1	作成要領	1	(2)	提出部数等	①提案審査に係る書類 について、「様式A-3、様式A-4、様式A-4別表については、封筒に入れ密封し、封筒の表書には事業名、書類名、応募グループ名を表記の上、1部提出すること。」とありますが、この場合封筒のサイズに指定はないものとの理解でよろしいでしょうか。また、それぞれの様式をまとめて1枚の封筒に入れて提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	1	作成要領	1	(2)	2 提案書	「・提案書の最後に、基礎審査項目チェックシート(K-1)を添付すること。」とありますが、「提案書(7.9.)」の最後に添付するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	1	作成要領	1	(2)	提案審査に係る書類	代表企業、構成企業及び協力企業は匿名表記とございますが、応募グループに属さない企業(下請け企業や金融機関等)については提案書において固有名詞を表記して問題ないでしょうか。	応募グループに属していない下請け企業や金融機関、機器メーカー等も含めて、企業名はすべて匿名としてください。
6	1	作成要領	1	(2)	2 提案書	「なお、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業名を一切記載せず、応募グループ名については資格審査に係る書類の提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること。」とありますが、資金調達先の金融機関名や機器メーカー名等については対象外との理解でよろしいでしょうか。	様式集(提案審査)に関する質問への回答No.5をご参照ください。
7	1	作成要領	1	(2)	提案書	提案書の作成にあたり、正本には、企業名を表示し、副本は企業名を匿名表示するとありますが、正、副本ともに匿名表示とし、その記号と企業名がわかる資料(対照表)を別途添付する形で提案書を作成する事は可能でしょうか。(例:代表企業・〇〇会社、構成企業A・△△会社と別途対照表を作成する) 3提案書(計画図面等提案書類)も上記要領で作成する事は可能でしょうか。	匿名表記と企業名の対応を記載する「企業名対応表」(任意様式)を添付することで、正本も匿名を使用することを可能とします。
8	1	作成要領	1	(2)	2 提案書	「なお、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業名を一切記載せず、応募グループ名については資格審査に係る書類の提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること。」とありますが、正本分に企業名と各匿名のリストを添付することで、正本を副本と同じく匿名での表記としてもよろしいでしょうか。3 提案書(計画図面等提案書類)についても同様です。	様式集(提案審査)に関する質問への回答No.7をご参照ください。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	頁	様式番号	1	(1)	項目等	質問内容	回答
9	1	作成要領	1	(2)	提案書	「なお、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業名を一切記載せず、応募グループ名については資格審査に係る書類の提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること。」とありますが、正本分に企業名と各匿名リストを添付で、正本、副本同じく匿名での表記としてもよろしいでしょうか。3 提案書(計画図面等提案書類)についても同様の認識でよろしいでしょうか。	様式集(提案審査)に関する質問への回答No.7をご参照ください。
10	1	作成要領	1	(2)	提案書	副本については、代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せずとありますが、正本と副本で表記が違うと、レイアウトが正本と副本で変わる可能性があります。表記を統一することは可能でしょうか	様式集(提案審査)に関する質問への回答No.7をご参照ください。
11	1	作成要領	1	(2)	作成要領	(2)-2提案書で『「提案書(1.~5.)」と「提案書(7.~9.)」をそれぞれA4判縦長〜』と記載してありますが、分冊するという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
12	2	作成要領	1	(2)	作成要領	(2)-4その他でCD-Rに保存する形式について『様式毎に指定されたMicrosoft Word、Microsoft Excel形式とすること』とありますが、次ページ「提案審査に係る書類の校正」の表中で様式が「共通」の書類に関してはMicrosoft PowerPointでの提出でも可能でしょうか？	「共通」も含め、指定している様式にて提出してください。「共通」様式をMicrosoft PowerPointとすることは認めません。
13	2	作成要領	1	(2)	4 その他	提案書を、Microsoft Word及びExcel以外のアプリケーション(Adobe illustrator など)で作成してもよろしいでしょうか。	様式集(提案審査)に関する質問への回答No.12をご参照ください。
14	2	作成要領	1	(2)	4 その他	様式ごとに指定されたMicrosoft Word及びExcel形式とすること、と記載がありますが、拡張子は「xlsx及びdocx」での作成で問題ないでしょうか。(貴村からの公表資料データの拡張子が「xls及びdoc」となっていたため、念のための確認です。	構いません。
15		様式A-4			提案価格計算書	消費税相当額の金額は、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価と維持管理業務のサービス対価、それぞれの総額に対して消費税率を乗じて計算した金額ではなく、各サービス対価の支払回ごとに消費税額を計算し、その合計金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。総額に対して消費税を計算する場合と、各回の消費税の合計とでは端数処理による差が生じるため確認させていただきます。	お見込みのとおりです。
16		様式A-4			提案価格計算書	割賦基準廃止に伴い消費税還付を得られないことから、PFI事業者は消費税込みの割賦元本相当額を金融機関から借入れるため、割賦手数料については割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当分についても計算されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	頁	様式番号	1	(1)	項目等	質問内容	回答
17		様式A-4			提案金額 建設のサー ビス単価	建設は令和5年6月～令和8年頃に着工するのですが提案から着工まで時間が開いているため物価上昇を見込んだ提案金額を提示するという認識で良いでしょうか。	物価上昇を見込まず、金額を記載してください。 なお、物価変動に基づくサービス対価の改定については、事業契約書(案)別紙5をご確認ください。
18		様式A-4			備考4	「※2には、物価上昇を見込まず、合計額を記入すること」と記載があります。維持管理業務の供用開始は令和9年9月以降ですが現状の単価で15年間分の金額を提案するのでしょうか。それとも物価上昇を考慮し令和9年9月に業務可能な単価で提案するのでしょうか。	様式A-4の備考4に記載のとおり、物価上昇を見込まず記載してください。 なお、物価変動に基づくサービス対価の改定については、事業契約書(案)別紙5をご確認ください。
19		様式A-4			備考4	「※2には、物価上昇を見込まず、合計額を記入すること」と記載があります。物価上昇を見込まないということは維持管理業務期間に物価上昇があった場合には維持管理業務額について協議するという認識で良いのでしょうか。また、その際の上昇分はどのように算出されるのでしょうか。	様式集(提案審査)に関する質問への回答No.18をご参照ください。
20		様式H-1			資金調達計画書	脚注「※4: 調達割合は、資金需要額総額に対する割合を記載すること。」について、資金需要総額でなく本様式H-1に示す各資金調達総額に対する割合としてもよろしいでしょうか。	原案のとおり、資金需要額総額に対する割合としてください。
21		様式H-2			資金収支計画表	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんかでしょうか。	構いません。
22		様式H-2			資金収支計画表	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	構いません。
23		様式H-2			資金収支計画表	村の支払う対価は発生主義にて記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24		様式I-1			初期投資費 見積書	調査・設計や工事監理、その他費用等、学校とに金額の区分けが困難な費用について、中城小学校か津覇小学校への金額の振分けは事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25		様式I-1			初期投資費 見積書(津覇 小学校)	項目名が中城小学校となっておりますが、津覇小学校の誤りでしょうか。	「津覇小学校」の誤りです。 様式集(提案審査)を修正します。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	頁	様式番号	1	(1)	項目等	質問内容	回答
26		様式I-1			初期投資費 見積書 (津覇小学校)	見出しの「中城小学校」は「津覇小学校」という理解で宜しいでしょうか。	様式集(提案審査)に関する質問への回答No.25をご参照ください。
27		様式I-1			初期投資費 見積書 (津覇小学校)(中城小学校)	各々のシート共に(5)が欠番となっていますが、対象となる費目が存在するので しょうか。	番号の誤りです。 様式集(提案審査)を修正します。
28		様式I-2			維持管理費 見積書	修繕業務費以外の貴村からのサービス対価の支払いは平準ですが、本様式は 平準化せず、実際に発生する金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29		様式I-2			維持管理費 見積書	金額は千円未満を四捨五入して記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30		様式I-2			維持管理費 見積書	①維持管理費(年次計画表)に「外構等維持管理業務」が抜けています。外構 等維持管理業務については、どちらに記載すればよいでしょうか。	様式集(提案審査)の誤りです。 様式集(提案審査)を修正します。
31		様式I-3			維持管理費 見積書(内訳書)	①維持管理費(内訳表)に「外構等維持管理業務」が抜けています。外構等維 持管理業務については、どちらに記載すればよいでしょうか。	様式集(提案審査)の誤りです。 様式集(提案審査)を修正します。
32		様式I-3			維持管理費 見積書(内訳書)	②その他費用(内訳書)に計上する金額は上段と同様事業期間の総額との理解 でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33		様式J-1			事業 スケジュール 表	事業スケジュール表を、中城小学校分と津覇小学校分の2枚に分けて作成して もよろしいでしょうか。	構いません。 様式集(提案審査)を修正します。

事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	契約約款									基本協定書における「事業者」は応募グループの企業団、仮事業契約書における「事業者」は村内に新たに設立する法人と理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	契約約款	8	4		15	5			設計の変更	「村の責めに帰すべき事由に基づく場合には村が負担し、」と記載がありますが、当該追加費用等が発生した場合の費用負担については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
3	契約約款	8	4		15	5			設計の変更	設計変更が不可抗力による場合に貴村が増加費用等を負担する旨記載がありますが、第73条(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	契約約款	9	4		16	1			設計図書等についての責任	設計図書等が本契約の内容に適合しないことが不可抗力による場合、貴村が増加費用等を負担する旨記載がありますが、第73条(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
5	契約約款	11	5	1	19	1			建設業務の実施及び第三者への発注	事業者が請け負わせる請負人を一次請けとした場合、貴村への事前の通知が必要となる下請負人は二次請けとなる下請け業者との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	契約約款	13	5		22	1			建設に伴う各種調査	建設に伴う各種調査を実施し、地中障害の発生、地下埋設物の顕在化、予め想定し得ない土壌汚染等が発生した場合の工事費用の増額、工期延長については貴村負担となるという理解でよろしいですか。	募集要項等の公表資料で判断できないと合理的に認められる部分については、本村の負担となります。
7	契約約款	14	5	1	23	6			施工計画書	事業用地に瑕疵が発見された場合、「村は、自らの費用負担により、必要な措置を講ずるものとする。」と記載がありますが、当該費用負担には合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.2をご参照ください。
8	契約約款	15	5	2	27	2			工期の変更	要求水準書の添付資料12で記載されたもの以上のアスベストが検出された影響や、コロナウィルス等感染症の影響により工期の変更を余儀なくされる場合は、「事業者の責めに帰すことのできない事由」と考えます。工期の変更を承認して頂けるという理解でよろしいですか。	基本的にはお見込みのとおりですが、具体的な事由に応じて、村と事業者で協議のうえ判断します。
9	契約約款	16	5	2	28	1			工期の変更による費用負担	要求水準書の添付資料12で記載されたもの以上のアスベストが検出された影響や、コロナウィルス等感染症の影響により工期の変更を余儀なくされる場合は、「事業者の責めに帰すことのできない事由」と考えます。事業者に発生した合理的な増加費用を貴村が負担して頂けるという理解でよろしいですか。	基本的にはお見込みのとおりですが、具体的な事由に応じて、村と事業者で協議のうえ判断します。
10	契約約款	16	5	2	28	1			工期の変更による費用負担	「合理的な増加費用相当額」とは共通仮設費、現場管理費、一般管理費等も含まれるという理解でよろしいですか。	基本的にはお見込みのとおりですが、具体的な増加費用については、村と事業者で協議の上、決定します。

事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
11	契約約款	16	5	2	28	1			工期の変更による費用負担	合理的な増加費用に相当する額等について村が負担する旨記載がありますが、貴村に負担いただく費用には合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.2をご参照ください。
12	契約約款	16	5	2	28	1			工期の変更による費用負担	工期の変更が不可抗力による場合、貴村が増加費用等を負担する旨記載がありますが、第73条(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
13	契約約款	16	5	2	28	2			工期の変更による費用負担	「事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により工期が変更され、本施設の引渡しが予定日より遅延した場合、当該工期の変更又は引渡し日の遅延に伴い村に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等の額の合計額を村に支払うものとする。」とありますが、「合理的」の範囲について具体的に教えてください。	具体的な事由に応じて、村と事業者で協議のうえ判断します。
14	契約約款	18	5	5	35	2			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	第56条第2項に記載の通り、維持管理業務の契約保証については、維持管理業務のサービス対価のうち「維持管理業務費」のみを対象としており「その他の費用」は除外されているところ、設計及び建設・工事監理業務の契約保証の対象についても、「施設費」のうち様式I-1における「調査・設計、工事監理及び建設工事」のみとし、「その他費用」は除外して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
15	契約約款	18	5	5	35	2			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	設計及び建設・工事監理業務の契約保証の対象について、「施設費」のうち様式I-1における「調査・設計、工事監理及び建設工事」のみとし、別紙4サービス対価の支払方法の表2ア施設費に記載のある諸費用等「その他費用」は除外して頂けないでしょうか。 第56条第2項の維持管理業務の契約保証については、「その他費用」は除外されております。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.14をご参照ください。
16	契約約款	18	5	5	35	2			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	第56条第2項に記載の通り、維持管理業務の契約保証については、維持管理業務のサービス対価のうち「維持管理業務費」のみを対象としており「その他の費用」は除外されているところ、設計及び建設・工事監理業務の契約保証の対象についても、「施設費」のうち様式I-1における「調査・設計、工事監理及び建設工事」のみとし、「その他費用」は除外して頂けますでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.14をご参照ください。
17	契約約款	18	5	5	35	2			設計及び建設・工事監理業務の契約保証	設計及び建設・工事監理業務の契約保証対象について、維持管理業務同様「その他費用」は除外する形として理解してよろしいでしょうか	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.14をご参照ください。
18	契約約款	19	5	5	35	2			契約保証金の額	「(1)施設費等 ア 施設費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の10分の1以上としなければならないとありますが、各構成企業がその受託及び請負額に応じて履行保証保険を付保することも可、との理解でよろしいでしょうか。その場合、各構成企業の受託額とはならない融資組成手数料や建中金利等は契約保証金の対象額から除いて頂けますでしょうか。	各構成企業が履行保証保険を付保することも可能としますが、その場合であっても、契約保証金の額は、原案のとおり、融資組成手数料や建中金利等を含め、「(1)施設費等 ア 施設費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の10分の1以上としてください。

事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
19	契約約款	20	5	6	36	2				「事業者未使用」とは何を想定されていますか？事業者が各校を引渡し前にし ようする可能性があるということでしょうか？	事業者が使用することは想定していません。
20	契約約款	20	5	6	36				本施設の引渡 し	対象施設に関してプロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金 融機関に対し、施設引渡し済みであることを確認できる証憑の提出を必要としま す。引渡し後に、貴村から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。 発行いただける場合、引渡しからどの程度の期間でご対応いただけますでしょ うか。	施設引渡しから2週間程度で事業契約書(案)第36条に示す完成確認通知を 発行します。
21	契約約款	20	5	6	38	1			本施設の引渡 しの方法	合理的な増加費用に相当する額等について村が負担する旨記載がありますが が、貴村に負担いただく費用には合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違 いないでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.2をご参照ください。
22	契約約款	20	5	6	38	1			本施設の引渡 しの方法	引渡しの遅延が不可抗力による場合、貴村が増加費用を負担する旨記載があ りますが、第73条(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)は適用されない との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.3をご参照ください。
23	契約約款	21			41	1			契約不適合 責任	下記のとおりの変更を希望致します。 第41条 村は、本施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。)であるときは、 <u>「事業者の過失があるか否かにか かわらず、」(削除希望)事業者に対して相当の期間を定めて施設の修補による 履行の追完を請求し、又は履行の追完に加えて、若しくは履行の追完とともに 損害の賠償を請求することができる。</u> 第41条 村は、本施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。)であるときは、事業者に対して相当の期間を定め て施設の修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に加えて、若しくは 履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。但し、注文者は、注文 者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合につい ては、当該請求をすることができない。(追記)	原案のとおりとします。
24	契約約款	26	6	1	49	4				計画外修繕について、村が必要と判断したものについて、対象年度における超 過分の支払いは無く、15年総額で考える必要があるということでしょうか？ 仮に、最終年の修繕予算が不足した場合、どのようなご対応を想定されていま すか？	お見込みのとおりです。 最終年の修繕予算が不足した場合には、村が要否の判断を行った上で、別途 負担することを想定しますが、村と事業者で協議の上、対応を判断します。
25	契約約款	28	6	3	52	3			維持管理業務 の変更	増加費用に相当する額等について村が負担する旨記載がありますが、貴村に 負担いただく費用には合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いないで しょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.2をご参照ください。
26	契約約款	29	6	3	53	2			維持管理業務 の一時停止	増加費用に相当する額等について村が負担する旨記載がありますが、貴村に 負担いただく費用には合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いないで しょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.2をご参照ください。

事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
27	契約約款	34	8		61				事業者の経営 状況に係る 報告	「財務書類(決算報告書及び監査報告書等)」とありますが、ここでいう財務書類とは、会社法第435条第2項に定められている計算書類(貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書という理解で宜しいでしょうか。	募集要項に関する質問への回答No.36をご参照ください。
28	契約約款	34	8		61				事業者の経営 状況に係る 報告	「公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、」とありますが、例えば、顧問税理士による監査でも可能という理解で宜しいでしょうか。	顧問税理士(もしくは公認会計士の資格を持つ顧問税理士)は、SPCから独立性がないため、村の要求する「独立監査人(公認会計士もしくは監査法人)の監査報告書」にサインすることはできません。SPCは顧問税理士以外の公認会計士または監査法人と監査契約を締結する必要があります。
29	契約約款	34	8		62	1			事業者の経営 状況に対する 村による モニタリング	貴村が事業者の財務状況の改善が必要と判断する基準等がございましたらご教示ください。	具体的な事由に応じて、判断します。
30	契約約款	38	9		65	3	(8)		村による本契 約の終了	念のための確認にはなりますが、基本協定書(第12条)において、談合等にかかる解除事由および違約金の定めがあり、構成企業及び協力企業が違約金や損害賠償を負担する定めになっております。事業契約書第65条3項(8)での負担者は構成企業及び協力企業であり、SPCではないとの認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本施設引渡し後の違約金のうち、「次項第2号ア」に該当する「②維持管理業務のサービスの対価」の当該事業年度のサービスの対価の10分の1に相当する金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の支払いは事業者(SPC)に支払い義務が生じます。
31	契約約款	38	9		65	4	(1)	イ	村による本契 約の終了	金融機関が施設整備期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴村に対して有する出来形部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴村に出来形部分を買って受けて頂けるようご修正願います。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が可能となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	原案のとおりとします。
32	契約約款	38	9		65	4	(1)	イ	村による本契 約の終了	引渡し前に解除となった場合、貴村は、「出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使する」と記載があります。 事業者は金融機関から資金を調達する際、出来高の範囲内での融資であることを求められ、引渡し前に解除となった場合は、当該出来高部分の貴村からの支払を融資の返済原資といたします。そのため、正当な理由なく原状回復を事業者負担で求められる建付けとなりますと、金融機関から融資を受けられないことが想定されるため、出来形部分については貴村に買い取っていただける建付けをご検討いただけないでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.31をご参照ください。
33	契約約款	38	9		65	4	(1)	イ	村による本契 約の終了	出来形には、設計費(基本設計費や実施設計費等)やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額に含まれるものを対象として出来形部分を検討することになります。

事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
34	契約約款	38	9		65	4	(1)	イ	村による本契約の終了	貴村にお支払い頂く「出来形部分」には、出来形を構築するうえで必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.33をご参照ください。
35	契約約款	39	9		66	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	貴村にお支払い頂く「出来形部分」には、出来形を構築するうえで必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.33をご参照ください。
36	契約約款	39	9		66	2	(1)	イ	事業者による本契約の終了	貴村が事業者に支払う「事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者に生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益、当該買取代金によっては填補されない費用その他の損失のうち、村の不履行と相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額」について、合理的な範囲で本件事業参加金融機関における逸失利益についても含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な逸失利益として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
37	契約約款	39	9		66	2	(2)	イ	事業者による本契約の終了	貴村が事業者に支払う「事業者の維持管理業務の受託者又は請負人との契約解除により事業者に生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益その他の損失のうち、村の不履行と相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額」について、合理的な範囲で本件事業参加金融機関における逸失利益についても含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.36をご参照ください。
38	契約約款	40	9		66	2	(2)	イ	事業者による本契約の終了	貴村にお支払いいただける「事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益は契約解除後3年以内に供用開始が予定されていた場合は供用開始後の維持管理業務に係る利益も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	契約約款	41	9		68	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	貴村にお支払い頂く「出来形部分」には、出来形を構築するうえで必要であった費用(事前調査費、会社経費、資金調達費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.33をご参照ください。
40	契約約款	41	9		68	2	(1)	イ	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	貴村が事業者に支払う「事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者に生じる手数料、違約金、当該買取代金によっては填補されず、かつ、事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等の額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等との相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額」について、合理的な範囲で本件事業参加金融機関における逸失利益についても含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.36をご参照ください。

事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
41	契約約款	42	9		68	2	(2)	イ	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	貴村が事業者に支払う「事業者の維持管理業務の受託者又は請負人との契約解除により事業者に生じる手数料、違約金、当該買取代金により填補されず、かつ、事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等の額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等と相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額」について、合理的な範囲で本件事業参加金融機関における逸失利益についても含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.36をご参照ください。
42	契約約款	46	12		73				不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	施設整備期間中及び施設引渡し後のいずれかにおいても、不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額をまず、SPCの負担分に充当し、負担分を保険金額が上回った分を貴村の負担分に充当する建付けとさせていただきますでしょうか。	原案のとおりとします。
43	契約約款	48	13		75	1			関係者協議会の設置	村及び事業者は、本事業に関する協議を行うために、関係者協議会を設置する。とありますが、本協議会は事業期間終了まで維持されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	契約約款	48	13		76	1			関係者協議会の構成員	関係者協議会は、村及び事業者の代表者各3名程度により構成するものとする。とありますが、事業者から選出される構成員について指定はあるでしょうか。(構成企業もしくは協力企業、またはそれ以外も可とする等)	事業者の提案を基本としますが、村と事業者で協議のうえ決定します。
45	別紙1	53					(10)		用語の定義	「事業用地」の定義に「他の地権者から借用する事業予定地とありますが、これは事業者が事業実施する上で必要となって借用する場合を指すのでしょうか。それとも貴村で借用する予定地があるのでしょうか。	事業予定地には、既に村が借用する土地が含まれているため、事業用地の定義を「村が所有及び他の地権者から借用する事業予定地」としているものであり、村が新たに借用する予定地の想定はありません。
46	別紙4	59				1			表2 サービス対価 の対価の構成	ア、施設費の中の「工事監理費、確認申請等の手続きに要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」は一時支払金から充てられるのでしょうか。あるいは割賦原価に含まれるのでしょうか。	表2に記載のとおり「ア 施設費」は、一時支払金と割賦原価により構成されます。
47	別紙4	59				1	①		サービス対価 の構成	貴村にお支払いいただく対価において、施設費の消費税部分についても、割賦手数料の算出に含まれる(割賦元本に含まれる)としていただけないでしょうか。金融機関から資金調達を行う際、消費税部分の資金調達ができない可能性があります。	お見込みのとおりとします。
48	別紙4	60				3			支払方法 ①～⑥	一時金及びサービスの対価の支払日(約定日)は事業者の指定は可能であると理解してよろしいでしょうか。	各建設工事部分の引渡し日の属する月の翌月に一時支払金の支払を行い、その後年度当たり4回の割賦方式にてサービスの対価を支払います。「事業者の提案により」としているのは、事業者提案により施設の引渡し日が前倒しとなる可能性があるため、その時期に合わせることを意図しており、事業者の指定を受けるものではありません。 想定される支払時期について、募集要項等に関する第1回質問への回答の別添資料2に示します。

事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
49	別紙4	60				1	①		設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	割賦手数料は各引渡日の翌日から計算されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	別紙4	60				1	①		設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	割賦手数料の計算期間が3ヶ月に満たない場合も、他の支払回と同額の元利金をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか、若しくは、期間に応じた元利金額(1か月間の場合は他の支払回の1/3の元利金額等)となりますでしょうか。	期間に応じた元利金額を支払うものとします。
51	別紙4	60				1	②		維持管理業務のサービス対価	第1回目から第3回目の支払いを除き、原則として同額を支払うとございますが、第1回目から第3回目は第2期引渡以降の外構等の維持管理業務費が含まれないため、金額が異なるという主旨でしょうか。その場合、第1回目から第3回目に限らず、事業者の引渡日の提案次第では第2期引渡までの支払回が異なるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。
52	別紙4	60				1	②		維持管理業務のサービス対価	維持管理業務に係る費用の年額を四半期毎に平準化した場合に端数が生じる場合は、各年度の最終回において、端数調整を行う理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
53	別紙4	60				1	②		維持管理業務のサービス対価	維持管理期間が3ヶ月に満たない支払回については、他の支払回と同額ではなく維持管理期間に応じた金額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。(維持管理期間が1ヶ月の場合は他の支払回の1/3の金額など)	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.50をご参照ください。
54	別紙5	79				1			設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	各小学校の工事着工日の属する月の建築費指数と用いるとありますが、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定については、着工時の1回のみ行われるとの理解でしょうか。昨今の建設物価高騰により建設期間中の改定も可として頂けないでしょうか。	お見込みのとおりです。原案のとおりとします。
55	別紙5	79				1			設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	「建設費指数」(一般財団法人建設物価調査会)における「建築費指数・工事原価一学校(RC)」を用いとありますが、「建設費」ではなく「建築費」の誤りでしょうか。また物価改定の建築費指数に用いられる指数は標準(東京)の指数との理解でよろしいでしょうか。	「建築費指数」の誤りです。事業契約書(案)を修正します。また物価改定の建築費指数に用いられる指数は標準(東京)の指数とします。

事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
56	別紙5	79				1			サービスの対 価の改定方法	基準金利について、TONAベース10年物金利スワップレートを10年後に見直す 旨記載がありますが、10年後の見直し時においても適用される基準金利は10 年物との理解でよろしいでしょうか(合計割賦期間は15年)。	10年後の見直し時においても適用される基準金利は5年物とします。事業契約 書(案)を修正します。
57	別紙5	80				1			設計及び建 設・工事監理 業務のサービ スの対価の改 定に関する基 本的な考え方	什器・備品の調達及び設置費は改定の対象から除くとありますが、近年の物価 上昇の状況も踏まえ、改定の対象に含んで頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
58	別紙5	80				1			設計及び建 設・工事監理 業務のサービ スの対価の改 定に関する基 本的な考え方	「什器・備品の調達及び設置費は、改定の対象からは除く」とありますが、昨今 の物価上昇により機器等の価格が高騰している状況です。提案時から明らか に上昇したものについては改定の対象として頂けないでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.57をご参照ください。
59	別紙5	80				1			設計及び建 設・工事監理 業務のサービ スの対価の改 定に関する基 本的な考え方	「什器・備品の調達及び設置費は、改定の対象からは除く」とありますが、昨今 の物価上昇により機器等の価格が高騰している状況です。提案時から明らか に上昇したものについては改定の対象として頂けないでしょうか。	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.57をご参照ください。
60	別紙5	80				1			設計及び建 設・工事監理 業務のサービ スの対価の改 正に関する基 本的な考え方	什器・備品の調達及び設置費は改正の対象から除くとありますが、什器・備品 に関しても、市場の状況は他物価と同じ状況です。什器・備品についても、物価 上昇の対象として考えて宜しいでしょうか	事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答No.57をご参照ください。
61	別紙5	80				2			維持管理業務 のサービスの 対価の改定に 関する基本的 な考え方	(前段)「消費税を除く企業向けサービス価格指数」とありますが、「総平均」の 指数を用いるという理解で宜しいでしょうか。 (後段)また、「表6に定める指標に基づき、次年度分のサービスの対価の改定 を行う。」とありますが、別紙4の表4には維持管理業務費(修繕業務費を除く) 及び修繕業務費のみが記載されているところ、「保安警備業務」及び「その他こ れらを実施する上で必要な関連業務」にて使用する指標により算出する改定率 はどの金額に乗じるのでしょうか。記載されている計算式と使用する指標の関 係性等ご教示ください。	(前段)「総平均」の大項目内には、別紙5の表6に示す指標がないため、「その 他諸サービス」の大項目内の各指標を用います。 (後段)「保安警備業務」は様式集(提案審査に係る書類)様式I-2に記載される 金額に応じ、「保安警備業務」に係る金額を費用按分により設定します。また、 「その他これらを実施する上で必要な関連業務」は、別紙4の表5に示す「その 他の費用」の金額が該当します。

事業契約書(案)・別紙に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
62	別紙5	81				2			維持管理業務 のサービスの 対価の改定に 関する基本的 な考え方	技術革新等に伴って現在では予見できない設備等を導入する必要があることも 想定されます。その場合は貴村の指示による変更として、当該設備等分の整備 費及び維持管理費の増額をご検討賜りますようお願いいたします。	ご意見として賜ります。村と事業者での協議によるものとします。
63	別紙5	81				2			維持管理業務 のサービスの 対価の改定に 関する基本的 な考え方	「技術革新等により維持管理業務に係る費用が著しく縮減する場合には、村及 び事業者の協議により改定するものとする。」とありますが、著しく増加する場合 においても、協議により改定して頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、具体的な事由に応じて、村と事業者で協 議のうえ判断します。

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編・別紙番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	本編	1				前文	「実施方針に関する質問への回答」No.40記載の通り、全体的に文言を適切に修正頂くことも含め、基本協定書の当事者は代表企業のみでも良いとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.40は、主要な業務を担わない企業が特別目的会社へ出資した場合に構成企業、協力企業となるかは事業者の提案によるものとしたものであり、構成企業、協力企業となる場合には、基本協定書の当事者となります。
2	本編	1	2	2		当事者の義務	「本事業の応募手続における村の要望事項」とはどのようなことを想定されていますでしょうか。事業者には追加費用が生じない合理的な範囲で尊重するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	本編	1	3	1		事業予定者の設立	「定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを村に提出しなければならない。」とありますが、第5条第2項では、「当該契約書の写し等、各業務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面を、村に提出するものとする。」とあります。第5条第2項と同様に、定款・株主名簿についても、原本証明を不要としていただけますでしょうか。第3条第6項についても同様です。	原案のとおりとします。
4	本編	2	5	2		業務の委託又は請負	「事業契約が村と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し、又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結させる」とありますが、各業務の開始時期はそれぞれ異なるため、各業務が開始される時期までに締結すれば良いとして頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。業務に関わらず、事業契約締結後速やかに各業務に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結して下さい。
5	本編	4	7			出資者保証書等	「代表企業は、事業予定者の株式を保有する代表企業及び構成企業以外の者から、誓約書(別記様式第2号)を徴求して村に提出しなければならない。」とありますが、この場合は代表企業から協力企業へ、誓約書を徴求するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項P.11第3 1⑥に示す代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になる場合に、当該企業から誓約書を徴求してください。協力企業が事業予定者の株式を保有する(出資者となる)ことは想定していません。
6	本編	4	9	2		資金調達	融資を行う金融機関などが決定した時期は、事業者と金融機関等との間で融資契約が締結された時との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	本編	6	12	2		談合その他不正行為に係る損害の賠償	前項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業者に対して、「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の2に相当する金額を請求することができるものとすると思いますが、当該事由の帰責性を有する事業者に対して請求され、帰責性の無い事業者が連帯して負担することはないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。基本協定書の当事者(代表企業、構成企業又は協力企業)の支払い義務となります。

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編・別紙番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
8	本編	6	12	2		談合その他の不正行為に係る損害の賠償	「事業者に対し、本事業に係る事業契約書(案)別紙4に規定する「サービスの対価の支払い方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の2に相当する金額を請求することができる」とありますが、事業者の連帯債務ではなく帰責事業者に請求するとの理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)に関する質問への回答No.7をご参照ください。
9	本編	6	12	2		談合その他の不正行為に係る損害の賠償	前項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を締結又は解除する可否を問わず、「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の2に相当する金額を請求することができるものとすると思いますが、前項各号のいずれかの事由は応募手続きに関する事由のため、事業契約締結までの期間に限定いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
10	本編	6	12	2		談合その他の不正行為に係る損害の賠償	前項各号のいずれかの事由が生じたときは、「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の2に相当する金額を請求することができるものとすると思いますが、10分の2に相当する金額は過大のため、10分の1に相当する金額としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

その他の質問への回答

No	資料名等	頁	No		項目等	質問内容	回答
1	個別対話 質疑回答	1	3		資料14	後日公表するとされていた資料14「既存校舎等のアスベスト調査結果」についてはいつ頃公表予定でしょうか。また資料14については既に「GIGAスクール整備状況」が公表されていますので資料のナンバリングについて、ご配慮下さい。	要求水準書に関する質問への回答No.57をご参照ください。
2	実施方針 質疑回答	4	36		事前参加希望 者の事前登録	事前参加希望者については、ホームページ上で公表するということですが、いつ頃公表される予定でしょうか。	事業参加希望者の事前登録について、登録を希望する事業者がいなかったため、公表しません。
3	実施方針 質疑回答	7	63 64		リスク分担表	質疑回答No.63、リスク分担表の「▲」従分担の範囲や従分担の定義について質問があり、募集要項公表時に事業契約書(案)にて提示するとの回答がありました が、どちらを参照すればよいでしょうか。No.64についても同様です。	事業契約書(案)に各事象における村と事業者の分担方法等を記載しています。